

令和3年第7回日高市農業委員会議事録

開催月日	令和3年7月26日(月)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後1時30分					
閉会時刻	午後3時00分					
議長	福井 一洋					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	森谷 進	出席	8	吉原 一雄	出席
	2	島村 実	出席	9	梅澤 三子	出席
	3	福嶋 輝幸	出席	10	清水 典子	出席
	4	鳴河 のり子	出席	11	江連 喜美	出席
	5	横田 拓也	出席	12	小岩井 義則	出席
	6	浅田 カヨ子	出席	13	道谷 淳史	出席
	7	松田 浩幸	出席	14	福井 一洋	出席
推進委員 農地利用最適化	1	山口 順	出席	4	安藤 俊吾	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	加藤 正明	出席
	3	眞通 昭彦	出席	6	小久保 浩司	出席

議事関係出席者	なし
事務局	事務局長 樋口 成男 主幹 房野 秀樹 主査 大河原 喜浩 主事補 西尾かおり
傍聴人	なし
議事	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第2 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>日程第3 議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>日程第4 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>日程第5 議案第26号 別段の面積の設定について</p> <p>日程第6 議案第27号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことについて</p> <p>日程第7 専決処分の報告について</p>

議長

これより、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第1 議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は 13 番、1 番をお願いします。

日程第2 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第2 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について審議に入ります。

本件担当の12番、申請地の状況について説明をお願いします。

12番

25日に現地を確認してきました。現地は、休耕状態の田でありましたがきれいに刈られていました。周囲の土手もきれいに刈られていました。

議長
事務局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

譲受人は、露地野菜を中心に営んでいる農家であります。農業従事日数につきましては、年間〇〇〇日であります。

譲受人以外に、夫婦で経営をしており夫は農業従事日数、年間〇〇〇日あります。

〇〇〇番と〇〇〇番は譲受人の夫が所有している農地であり、譲渡人が耕作していくことが難しく、隣の譲受人に相談したところ、隣接している農地であり、効率よく利用する価値があるとのことで、今回の申請になりました。

申請地の作付計画で1年目はそばを計画しており、2・3年目は水稻を計画しております。今回は、譲渡人・譲受人のお互いに意向が合致し、譲受人が効率よく農業経営をしていくためには必要であると思われま

議長

す。只今、12番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は許可と決しました。

続きまして、議案2番、本件担当の1番、申請地の状況について説明をお願いします。

1番

申請地と議案3番の申請地を交換ということになっております。先日現地確認をしてきました。申請地はきれいな状況で、現在は何も作付けしていませんでした。

議長
事務局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

譲受人は、露地野菜を営んでいる農家であります。農業従事日数につきましては、年間〇〇〇日あります。

夫婦で経営をしており農業従事日数は年間〇〇〇日あります。

申請地の農地は、譲受人が所有している〇〇〇〇の農地で、〇〇〇の農地を効率よく農業経営が図れるとのことであります。この後の議案3番で、農地の交換とのこと申請をされています。お互いに、農地の利用状況等から農地を交換することで、譲受人、譲渡人が逆の立場で申請が出てきます。

申請地の作付計画は露地野菜(全般)を計画しております。〇〇〇となりますので農業経営の効率化が図れると思います。

只今、1番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は許可と決しました。

続きまして、議案3番、本件担当の1番、申請地の状況について説明をお願いします。

1番

先程の説明の続きとなりますが、申請地と議案2番の申請地の同面積による交換となっております。

議長

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事務局

譲受人は、露地野菜を営んでいる農家であります。農業従事日数につきましては、年間〇〇〇日であります。

申請地の農地は、譲受人が所有している隣の農地で、今回、議案2番との農地の交換条件することで、農地を効率よく農業経営が図れるとのことであります。

申請地の作付計画は露地野菜となっております。

議長

只今、1番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員

申請地周辺の土地は、道路に面していないものもあるが、譲受人、譲渡人のどちらかが所有している土地はあるのか。

事務局

譲受人、譲渡人のどちらかが所有している土地があります。

議長

他にありませんか。

委員

ありません。

議長

よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は許可と決しました。

日程第3 議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第3議案第5号農地法第4条の規定による許可申請について審議に入ります。議事に入ります前に、議案1番と議案2番は関係がござ

	<p>いますので、一括審議でよろしいでしょうか。</p>
<p>委員 議長</p>	<p>はい。</p>
<p>7番</p>	<p>議案1番議案2番について、本件担当の7番、申請地の状況について説明をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>22日に現地を確認してきました。申請地は巾着田内の佐島牧場の近くに隣接して位置しております。現地はきれいに草が刈られていました。</p>
<p>事務局</p>	<p>続いて、事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>当該申請地は巾着田内に位置しており、9月からの曼珠沙華開花時期において、駐車場が満車となるため、その影響から道路も渋滞となってしまいます。このことから申請地において、臨時駐車場を開設し、少しでも渋滞が緩和できればと思いついて計画をしたものです。</p>
<p>議長</p>	<p>現地の形状変更をしないこと、過去の使用経過等を鑑みて、申請地及び隣接地への影響はないと思われま。</p>
<p>委員</p>	<p>なお、一昨年と同様に申請されており、一時転用後は現地を耕運機で耕し農地へ復元しています。埼玉県も、これを確認し完了届を受領しています。</p>
<p>議長</p>	<p>また、曼珠沙華まつりに関しましては、今回も中止の決定しております。しかしながら、昨年とは違い曼珠沙華の花に関しましては、観覧可能な状態で開放する予定であり、来場者が想定されるため、本申請に至っております。</p>
<p>委員</p>	<p>只今、7番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。</p>
<p>委員 議長</p>	<p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。</p>
<p>委員 議長</p>	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
<p>7番</p>	<p>日程第4 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について</p>
<p>議長</p>	<p>日程第4議案第6号農地法第5条の規定による許可申請について審議に入ります。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案1番、本件担当の7番、申請地の状況について説明をお願いします。</p>
<p>7番</p>	<p>申請地は、巾着田の奥のログトイレのあるあたりに位置しています。現地はきれいに草刈りがされてきました。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>譲受人は9月からの曼珠沙華開花時期に申請地において、地域活性化のために地元の農産物を販売する店舗用地として一時転用するものです。当該申請地を店舗用地として利用しますが、現地の形状変更をしないことやテント等の器具等を設置するのみのため、申請地及び隣接地への影響はないと思わ</p>

れます。

なお、昨年も申請されており、一時転用許可となりましたが、曼珠沙華まつりの中止を受けで店舗の開設はされませんでした。一昨年は一時転用後に現地を耕し農地へ復元しております。

また、所有者が土質の改良を行っていることも聞いています。ただし、作付けまでは確認されていません。

議長

只今、7番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員

先ほど事務局から説明あったが、曼珠沙華まつりの中止により商工会関連の出店はしないという認識でよろしいか。

事務局

はい。曼珠沙華まつり自体は中止のため、会場での出店や店舗の設営等はありません。

委員

そのような状況の中で民地を借りて出店するというのはいかがなものか。申請地は巾着田内に位置し、出店すれば利益の独占が可能である。

事務局

市としては今回の曼珠沙華まつりでの出店を行わず、新型コロナウイルスの状況を鑑みて、出店の自粛を申請者をお願いしています。しかし、現状では準備段階であるため今回の申請に至っています。

委員

商工会やその他の団体が出店不可であるならば、今回のような申請自体を受付不可にできないのか。

事務局

受付段階では曼珠沙華まつりの中止が決定していませんでした。今後の処理として、不許可とするか許可後に出店は見合わせるようにお願いするかの2択である。仮に不許可となった場合については、申請人に対して不利益処分を行うことになる。この場合、異議申し立て期間を設定し、期間内の異議申し立てに対しては、農業委員会にて委員の皆様にも再度意見を伺うという手続きとなる。

委員

仮に本申請を不許可にするのであれば、次の議案も不許可にするのがよいと考える。曼珠沙華まつりが中止であるならば、それに関わる申請は全て不許可とするべきである。本総会では、農地に関することとして許可をした上で許可後に自粛をお願いするということがよいのではないか。

委員

現状では来場者が想定されており、次の議案は駐車場として利用するためであるから、周囲の状況を改善として許可でよいと考える。出店は個人の利益が発生するため、不許可とするべきではないか。

事務局

今回の議案については、全部許可か全部不許可の2択ということも考えられる。仮に不許可とした場合、曼珠沙華の花は公開しているため、公道への影響が考えられる。このため、全ての議案を許可相当とした後、自粛をお願いするという形が良いのではないかと考えている。

しかし、先ほどの巾着田内への出店については懸念が残るという意見についても承知している。このため、本件についてのみ不許可とするのであれば、先ほども説明したように申請者に対して不利益処分を行う必要がある、ということを理解していただきたい。

委員
事務局

申請者の意向はどうか。
申請当初は検討するということがあったが、明確な回答は頂いておりません。

委員
事務局
委員

〇〇-〇は市が借りている土地か
そうです。
これは意見であるため回答は求めないが、申請地だけが民地で残っており、毎年本申請のような土地の貸し借りがあるのは改善したほうがよいのではないか。

議長

質疑をいただいたなかで、挙手で判定して頂きます。許可もしくは不許可のどちらかに挙手をお願いします。

委員
議長

(挙手)
不許可7人、許可6人のため不許可と決めます。
本件は不許可相当と決し、県知事に送付します。

7番

続きまして、議案2番、本件担当の7番、申請地の状況について説明をお願いします。

議長
事務局

申請地は第4条議案1及び議案2の申請地と隣接しています。現地は40～50cmの草が生えている状態でした。

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。
譲受人は、巾着田内の〇〇〇を行っている法人です。

当該申請地は巾着田内に位置しており、9月からの曼珠沙華開花時期において、巾着田内の駐車場が満車となるため、その影響から道路も渋滞となってしまう。このことから申請地において、臨時駐車場を開設し、少しでも渋滞を緩和するため計画をしたものです。

現地の形状変更をしないこと、過去の許可状況等を鑑みて、申請地及び隣接地への影響がないと思われま。

なお昨年は曼珠沙華まつりの中止を受け、申請はされませんでした。一昨年も同様に申請されており、使用期間満了後、現地を耕し農地へ復元しております。埼玉県も、これを確認し完了届を受領しております。

議長

只今、7番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員

議案1番が不許可で本件が許可というのは、議案1番の申請者から見れば不公正であるということ、我々は認識しておく必要があると申し伝えます。

議長

よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員
議長

異議なし。
異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

続きまして、議案3番、本件担当の5番、申請地の状況について説明をお願いします。

5 番
議 長
事 務 局

昨日、現地を確認してきました。現地はすいかが植わっている状態でした。続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

譲受人は日高市内の自宅にて妻と子の○人で生活をしています。現在、車の所有台数が○台となり、○○○番○の細長い土地が進入路となり縦列駐車をしている状況であります。縦列駐車のため、自動車の移動等する場合に、一時、道路に駐車し入れ替え等を行わなければならない、交通量が増えた道路では他の自動車の妨げになり、危険な状態であるとのことあります。このような状況を解決するため隣接している農地に駐車場を設置する計画を考え、譲受人の○○に相談したところ農地の一部を使って駐車場にしてもよいとのことで承諾してくれたとのことです。

申請地は、宅地の前の農地で、自動車○台を駐車する最低限の確保し、既存宅地内の空きスペースも使用してもものとなります。

申請地の農地区分は1種農地となりますが、既存敷地の2分の1を超えないものに限る拡張が認められることで例外規定に該当します。また、計画目的から必要性が認められると思われま

議 長

只今、5番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委 員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

続きまして、議案4番本件担当の7番、申請地の状況について説明をお願いします。

7 番

申請地は、県道川越日高線鹿台橋の付近で、秩父方面に○○○mほど入った所に位置しています。細長い土地には碎石が敷いてあり、それ以外の部分は背丈が40～50cm程の草が生えている状態でした。

議 長
事 務 局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

譲受人は現在、日高市内の妻の実家で子供○人と共に○人で生活していますが、生活スペースが手狭となってきたこと等考慮し、妻の両親に相談したところ、実家近くの農地に住宅を建築したらどうかということになりました。

申請地は、妻の実家の○で今後、将来、妻の両親の介護が必要になった場合のことも考慮し、選定したとのことです。

申請地の農地区分は2種農地となり、計画目的から必要性が認められると思われま

議 長

只今、7番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委 員

ありません。

議長
委員
議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。
異議なし。
異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

日程第5 議案第26号 別段の面積の設定について

事務局

日程第5議案第26号別段の面積の設定についてを議題とします。
事務局より説明をお願いします。

農地法第3条の許可要件の一つに経営農地の下限面積が定められています。下限面積要件とは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われなことが想定されることから、許可後に経営する農地面積が一定以上ならないと許可しないとするものです。いわゆる5反要件です。

なお、地域の平均的な経営規模や遊休農地の状況などから、地域の実情に合わない場合には、農業委員会の判断で下限面積を引き下げ「別段の面積」を定めることができることになっています。日高市の場合は、高麗地区が3反に引き下げられています。

なお、この下限面積については、毎年、設定又は修正の必要性を審議することとなっています。

議長
委員
委員

只今、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

遊休農地の定義が分からないため、教えてほしい。

遊休農地の定義は法律により異なるが、今回の場合は、管理していたら遊休農地ではないとしているものである。耕作放棄地のみが遊休農地に該当していると考えられる。

事務局

農林業センサスは、統計調査のため所有者の意向が反映されたものとなっており、耕作放棄地の定義は農業委員等が客観的な調査を行ったものが反映されている。

委員
事務局
委員

7.54%というのは、自己申告としての遊休農地とみてよろしいか。

はい。また、68haは毎年行っている調査結果が反映されたものである。

平成21年12月15日付で公示したとあるが、どのような境で公示したのかを確認したい。

事務局

公示文書が残っているため、次回の総会で参考資料として提出させていただきます。

議長
委員
議長

他に質疑等ございませんか。

ありません。

よって質疑を終結します。お諮りします。本件は原案の通り承認ということでよろしいでしょうか。

委員
議長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は原案の通り承認ということでよろしいでしょ

委員
議長

うか。
ありません。
本件は、原案の通り別段の面積の変更は行わないことと決しました。

日程第6 議案第27号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことについて

11番

日程第6議案第27号農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことについてを議題とします。

本件担当の11番、申請地の状況について説明をお願いします。

22日、推進委員と一緒に現地を確認してきました。当該農地は〇〇〇橋から南側に〇〇〇mほど入ったところです。現地は砂利が敷き詰められてコンクリート状になっている所に、様々な背丈の雑草や木が生え、錆びた車が放置されている状態でした。申請地内は徒歩や車でも進入不可能な状態でした。〇〇〇神社の側から申請地内へ入ると、農地としては利用できない状態であると確認しました。

続きまして、事務局より説明をお願いします。

議長
事務局

当該土地は、昭和〇〇年〇月から昭和〇〇年〇月までの間、市が用地を借上げて不燃物埋立地として使用したものです。「農地」として復旧する補償も行ったが、作付けに適した土地にならずに営農ができない状況となっています。本来であれば、一般廃棄物の処分地とした段階で「農地」から変更しておくことが通常であることを考えると、「農地」のまま規制することは適していないと思われます。固定資産税に関しても、現況に合わせて「原野」等で課税しています。以上のことから、非農地であると考えられます。

補足説明といたしましては、〇〇-〇から西側の〇〇-〇まで不燃物が埋まっている状況です。〇〇-〇から〇〇-〇まで、〇〇番の全て、〇〇の一部に不燃物が埋まっております。

議長

只今、7番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員
事務局

申請地は民地ですか。

はい。

個人の所有ですか。

委員
事務局

はい。

土地の形状は平坦地ですか。

委員
事務局

はい。一度農地に戻しているため、平坦になっております。

委員

同じような形状の土地があるが、申請地のほかに不燃物が埋まっている土地はあるのか。

事務局

〇〇、〇〇-〇、〇〇、〇〇-〇、〇〇に関しましては、不燃物が埋まっているという記録はありません。

判断基準等はあるのか。

委員
事務局
委員

事務局
議長
委員
議長

委員
議長

委員
議長

市の事業として埋めたということで判断しています。
不燃物を埋めた所の上に砂利を敷いて蓋をしたという認識でよろしいか。

砂利ではなく、土入れています。

他に質疑等ございませんか。

ありません。

よって質疑等を終結します。お諮りします。本件について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない「非農地」と判断することで異議ございませんか。

異議なし。

異議なしと認めます。本議案の5件を非農地の判断をすることで決定します。

日程第7 専決処分の報告について

日程第7専決処分の報告について、資料を読み込みいただき、質疑がありましたらお願いします。

ありません。

以上で総会を終了させていただきます。ありがとうございました。